



かつまた竜大議会報告

2月定例会報告

会派要求と代表質問

市川市議会2月定例会は2月16日に開会し、3月11日に閉会しました。2021年度の施政方針及び教育行政運営方針並びに2021年度一般会計予算案等の議案を中心に活発な議論が行われました。また、今議会は緊急事態宣言中の為、通常の一般質問は中止となり、代わりに代表質問の時間を一人当たり10分間延長して代表質問の中で一般質問形式の質問を行うこととなりました。

今議会では同じ会派の中町けい市議が代表質問を行い、かつまた竜大は一般質問形式の質問を行いました。今年度予算案に対する私の考えと質問等の報告をさせていただきます。また、市川市議会が作成する「いちかわ市議会だより」が5月8日に発行されますので、ぜひこちらにもご覧になってください。

2021年度当初予算は「骨格予算」と捉え、財政調整基金を活用してコロナ対応や経済対策に補正予算で対応すべき

2021年度予算の編成方針には5つの方針がありました。1. 感染症対策の推進 2. 強靱な地域（国土）づくりの推進 3. デジタル・ガバメントの構築 4.

「文教都市いちかわ」に相応しい事業の展開 5. 徹底した経費の削減による財源確保です。また、当初予算フレームは、一般会計の予算規模が1,598億円で前年度比マイナス22億円、マイナズ1.4%、特別会計（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）は747億8,300万円で前年度比6億4,200万円プラス0.9%、公営企業会計（下水道事業会計）は198億3,500万円で

前年度比プラス11億円、プラス5・9%、予算総額は2,544億1,800万円で前年度比マイナス4億5,800万円マイナス0・2%です。

基金残高見込は213億円（マ
イナス5億円マイナス2・3%）、
財政調整基金（※1）残高は新年
度末213億円で当初予算の財源
として5億円の繰入金を計上して
います。基金残高の推移は過去最
高が一昨年2019年度で229
億円、昨年2020年度は218
億円です。新年度末の213億円
は2018年度以前の残高を上回
るものです。市債残高見込は67
1億円（プラス3億円プラス0・

4%)、プラス要因は文化会館大規模改修事業に係る市債借入によるものです。

新年度一般会計当初予算の規模は3年振りに減少となりましたが、これは主に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気の後退により、市税収入が大幅に減となることが要因であるとのこと。また、このような厳しい財政状況下にあっても、待機児童の解消などの重要課題に取り組みと共に行政手続きのオンライン化などのデジタル・ガバメントの構築等に積極的な予算配分を行ったとのこと。

2月定例会では当初予算案に關して様々な議論が行われ、かつまた竜大は当初予算案に賛成しまし

た。以下、私の主張です。市川市は昨年2020年度においてコロナ対策として様々な市独自の施策を積極的に行いました。新年度も地域経済の状況や市民の要望を的確に捉えて、コロナ対策の独自施策を行い、市民の健康と生活、市

会派要求が新年度に実現
不妊治療費助成事業が拡大

内事業者の経済活動を守るべきと
考えています。当然、国や県にも
様々な施策を求めるべきですが、
市川市はより小回りの利く施策を
打ち出せると考えます。よって、

が不足することや災害の発生による多額の経費の支出が必要になるなどの不測の事態に備え、財政調整基金を積み立てておく必要があります。

昨年7月31日に提出した会派要請書の内容（一部を要約）です。

「不妊治療においては早期に検査を受け、治療を開始する事が大切であります。現在の特定不妊治療の助成と共に一般不妊治療の助成の両軸での支援によって、結果的に不妊治療全般の啓発活動にも繋がり経済的及び身体的負担の高い特定不妊治療に至る可能性も低下し、より大きな効果があると考ええます。つきましては、現在の特定

成事業」の新年度予算が5,449万2千円に、今年度（2,502万7千円）から倍以上に拡大しました。新年度の新規内容としては、不妊の検査（・内分泌検査・染色体遺伝子検査等）と一般不妊治療（・待機療法・人工授精等）において、一般不妊治療費の一部助成を上限5万円として2回まで（所得制限なし）行います。今後も市民の要望をお聞きして、要求実現に向けて頑張ります。

の助成以外にも、一般不妊治療の助成についてもぜひ拡充して頂きたい要望させて頂きます。」、以上のような要請書を提出した結果、予算案に反映されました。「子ども・子育ての支援 不妊治療費助

不妊治療助成事業

事業目的

一歳以下児及び障害児が育ちやすい環境の整備と、不妊治療の普及とを目的とし、育休取得率及び育休の平均期間の向上を図る。安心して不妊治療を受けようとする環境を整える。

事業実績

令和元年度	
3年度	54,492千円
2年度	25,027千円
1年度	29,465千円

事業内容

- ① 育休取得率の向上を図るため妊婦に対する育児参加の奨励活動を行う。（育休取得率向上策）
- ② 一般の不妊治療を受けたい夫婦に対する助成金の無条件交付を行う。（3年度より実施）

```

graph TD
    A[育休取得率向上策] --> B[社内育児支援  
育児参加の促進]
    B --> C[一般の不妊治療]
    C --> D[不妊治療費  
人工授精費]
    D --> E[体外受精  
顕微鏡授精]
    E --> F[不妊治療助成]
    F --> G[一般の不妊治療費の一般助成  
一般の不妊治療費の一割助成  
上限 50,000円/2回  
(重複申請不可)]
    G --> H[一般の不妊治療費の一割助成  
上限 37,500円/2回  
75,000円/4回  
(重複申請不可)]
  
```

図1 東京女子大学社会科学研究センター社会政策研究センター

年度	件数
2010	10
2011	15
2012	20
2013	25
2014	30
2015	35
2016	40
2017	45
2018	50
2019	55
2020	60

助産師会報

保健士・保健師・保健士支援文庫

2021年10月号

105



かつまた竜大の一般質問(3月2日) 共同養育における面会交流について

市立小・中学校及び市立幼稚園・保育園における面会交流の対応について(要旨)

かつまた竜大 質問

2014年から兵庫県明石市では「離婚や別居に伴う養育費や面会交流などのこどもの養育支援」という施策が行われています。また、静岡県藤枝市では昨年から「藤枝市立小中学校における面会交流について」として市のホームページ上で、一定の条件の元で離婚して親権を失った親でも面会交流が可能であると公表しています。親権の無い親や養育していない親であつても面会交流が適切に実施されることは、子どもの健やかな成長や子どもの未来の為に大切なことであると考えますが、市川市立学校や市立の幼稚園・保育園の現状はどのようになっているのかを伺います。

学校教育部長 答弁

現在、市立小・中学校や公立幼稚園・保育園の対応としては、子どもと別居している親から面会希望があつた場合、同居している親に確認し、同意が得られない場合は、面会などには応じていません。また、DVによる避難家庭や同居している親からの保護依頼がある場合、所管部署は子どもの所在確認については、「お答えできません」と返答しています。別居している親が、直接来て、面会などを希望される場合もあるが、同居している親から面会させないでほしいという依頼がある限り、直接子どもと合わせることはして

務部長の法的な見解を伺いたいと思います。

総務部長 再質問②答弁

面会交流については、我が国が平成6年に批准した「児童の権利に関する条約」に、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」と定められています。

かつまた竜大 再質問①

今、東日本大震災から10年が経過するというところで様々なテレビ番組が放送されています。あの時に親を亡くした子どもさんいれば、大切な子どもを亡くした親もいます。子どもを亡くした親御さんが見ると胸が詰まります。そこで伺います。子どもが災害や事件・事故に巻き込まれた時など、親権の無い親や養育していない親に対しても声をかけるなど丁寧な対応ができないものか伺います。

学校教育部長 再質問①答弁

そのような事態が生じた場合には、子どもの安全安心を第一に考え、同居している親に確認をし、連携を取りながら慎重に対応をしていきます。

かつまた竜大 再質問②

面会交流に関して、私が大切と思うのは、子どもの心・気持ちが一番大事に扱うことだと思えます。離れて暮らす親に会いたい、触れ合いたいという子どもの気持ちに寄り添い、健やかな成長を図るためには別居する親子の面会交流は大切なことです。子どもの権利条約の第9条では「親と引き離されない権利」、そして「離れて暮らす親に会う権利」を尊重しています。そこで、別居する親子がふれあう「面会交流」に対する総

は24・1%、父子世帯は27・3%となり、離婚した親と「現在も面会交流を行っている」との回答は、「母子世帯」は29・8%、「父子世帯」は45・5%になっています。

このような状況の中、離婚後の父母の一方のみが子の親権を持つのではなく、双方が持つ「共同親権」の法制化を求める声が高まっております。令和元年11月からは法務省の担当者も参加する「公益社団法人商事法務研究会」の「家族法研究会」において、父母の離婚後の子の養育の在り方や、離婚後共同親権制度の導入の是非、面会交流の促進を図る方策等が検討されています。

法務大臣は、父母の離婚に伴う、養育費の不払いや親子の交流の断絶といった子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の最善の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度について見直す段階にあるとして、本年2月10日、法制審議会に対し、「離婚及びこれに関連する家族法制の見直し」を諮問しました。

本市としては、法制審議会における面会交流等に関する議論を注視し、法改正が行われた場合には、適切に対応して参りたいと考えています。

かつまた竜大 再質問③

最後に、学校教育部長にお伺いします。子どもにとつて離れて暮らす親と会うことが出来るのは教育的見地から大事なことで考えますが、ご見解を伺いたく宜しくお願いいたします。

学校教育部長 再質問③答弁

子どもの気持ちに寄添うことは大切だが、学校としては、子どもの安全安心を第一に対応することが必要と考えています。

かつまた竜大 まとめ

結婚しても三分の一のカップルは離婚する時代、親の離婚によつて取り残されている子どもがいます。藤枝市の面会交流では「学校職員は付き添わない」となつていて批判的な意見もあります。一方、明石市では「こども養育専門相談」事業を行っています。公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)から派遣された専門家が毎月一回本庁舎で行っています。藤枝市と違い明石市は一歩進んで相談する場所と相談員を提供しています。要は「窓口」がしっかりとっているのです。DVや虐待の親は会えないのは当然ですが、面会交流の問題はこれからも議論すべきことです。本日の傍聴者には離婚してから子どもに会えない母親が来ていますし、同じような状況の方が増えています。親に会いたい子どもが会える仕組みを市川市でも作ってもらいたい。これから調査・研究して参ります。

別居・離婚を経験した親子のために…
明石市に住むこども達を支えます

面会交流をサポートします!

※面会交流…こどもと離れて暮らしているお父さんやお母さんがこどもと会う機会を定期的に設けて交流することです

※経験豊富なスタッフがサポートします

※交流日はスタッフが親子を引き合わせます

※こども・父・母の同意を確認したうえで、面会交流の支援をします

お申し込み・お問い合わせ

明石市政策局 市民相談室

電話：078-918-5002 FAX：078-918-5102

メールアドレス：soudan@city.akashi.lg.jp

明石市では「面会交流コーディネート事業」として市の政策局が担っています。

発行者 市川市議会議員
かつまた竜大

所属会派 所
住 所
電 話
eメール

立憲民主・社民(旧会派名 市民の声を届ける会)
〒272-0023市川市南八幡 4-12-5-906
047-379-9203 ファクス兼用
ryudai_katsumata@yahoo.co.jp